

別府市ペット霊園の設置等に関する指導要綱を次のように定める。

平成25年3月29日

別府市長 浜田 博



## 別府市ペット霊園の設置等に関する指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ペット霊園の設置等が適正に行われるために必要な事項を規定することにより、公衆衛生を確保し、市民の良好な生活環境の保全に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ペット 人に飼育される犬、猫その他の動物（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第1項に規定する獣畜を除く。）をいう。
- (2) ペット霊園 墳墓、納骨堂、火葬施設又はこれらの施設を併せ有する施設及びこれらの施設に係る管理棟等の附属施設をいう。
- (3) 墳墓 ペットの死骸（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物に該当するものを除く。以下同じ。）を埋葬し、又はペットの焼骨を埋蔵する施設をいう。
- (4) 納骨堂 ペットの焼骨を収蔵する施設をいう。
- (5) 火葬施設 ペットの死骸を火葬する施設（ペットの死骸を火葬する設備（以下「火葬設備」という。）を搭載した自動車（以下「移動式火葬車」という。）を専ら定位置で使用する場合を含む。）をいう。
- (6) 周辺住民等 ペット霊園の敷地境界線からの水平距離がおおむね200メートル以内の区域に居住する者及び当該区域に土地又は建物を所有する者をいう。

(市長との協議)

第3条 ペット霊園を設置しようとする者（以下「事業者」という。）は、当該設置に係る法令上の手続を行おうとする日（法令上の手続を要しない場合にあつては、当該設置の工事に着手しようとする日）前に、当該ペット霊園の設置等に関する事業計画について、市長との協議を行うものとする。

2 事業者は、前項の規定により市長との協議を行うときは、ペット霊園設置事業計画書（様式第1号）（以下「事業計画書」という。）を市長に提出するものとする。

3 事業計画書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 法人の登記事項証明書（事業者が法人以外である場合は、代表者の住民票の写し）

(2) ペット霊園を設置しようとする土地及び建物の登記事項証明書（建物の一部又は全部を使用して納骨堂のみのペット霊園を設置する場合にあつては、当該建物の登記事項証明書）

(3) ペット霊園を設置しようとする土地及び隣接地に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し

(4) ペット霊園の計画平面図

(5) 火葬設備の構造、処理能力その他の仕様を記載した書類

(6) ペット霊園の火葬設備等に関する維持管理計画書（様式第2号）

(7) その他事業計画の詳細を示す書類

4 市長は、第1項の規定による協議が成立したときは、当該協議に係るペット霊園の設置を承認するとともに、事業者に対し協議済通知書を交付するものとする。

(標識の設置)

第4条 事業者は、事業計画書を提出したときは、速やかにペット霊園を設置しようとする区域の外から見やすい場所に、当該ペット霊園の設置計画の概要を記載した標識（以下「標識」という。）を設置するものとする。

2 標識は、工事完了の日までの間、設置するものとする。

3 事業者は、標識を設置したときは、速やかに標識設置届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（説明会の開催等）

第5条 事業者は、事業計画書を市長に提出した後に、周辺住民等に対し、ペット霊園の設置等に関する事業計画について、説明会を開催し、当該事業計画について十分な理解を得るよう努めるものとする。

2 事業者は、前項の規定による説明会において、次に掲げる事項を説明するものとする。

- (1) 事業者に係る事項
- (2) ペット霊園の名称及び所在地
- (3) ペット霊園の概要
- (4) 工事着手予定日
- (5) 工事完了予定日
- (6) ペット霊園の維持管理の方法
- (7) 次項に規定する意見の申出の方法及び申出先

3 事業者は、第1項の規定による説明会の開催等においてペット霊園の設置に対する意見があったときは、当該意見に対し誠意をもって対応するものとする。

4 事業者は、第1項の規定による説明会を実施したときは、周辺住民等説明会実施報告書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（適合の基準）

第6条 ペット霊園は、次に掲げる基準に適合するものとする。

(1) ペット霊園の設置の基準

ア ペット霊園の敷地境界線からの水平距離がおおむね100メートル以内の区域に、人が現に居住し、又は使用している建築物（以下「住居等」という。）及び公園、学校、病院、診療所、社会福祉施設その他これらに類する施設が存しないこと。ただし、住居等にあつては、その居住者及び所有者の同意を得たときは、この限りでない。

イ ペット霊園の敷地境界線から河川又は湖沼までの水平距離がおおむね20メートル以上あること。

ウ 飲用水を汚染するおそれのない土地であること。

(2) ペット霊園の施設の基準

ア 墳墓の敷地の境界には樹木等による障壁を設け、道路等から当該墳墓が直接見えないようにすること。

イ ペット霊園の規模等を考慮して必要とされる台数の自動車駐車場を敷地内に設けること。

ウ 出入口には、施錠することができる門扉を設けること。

エ し尿及び雑排水を適切に処理できる設備を設けること。

オ 雨水は、敷地内で処理すること。

カ 管理事務所、便所及び給水設備を設けること。

キ 建築物の屋根、外壁及び屋外広告物等は、景観及び風致に配慮したものとすること。

ク 納骨堂又は火葬施設を設けるときは、ペット霊園の敷地内に設けること。

(3) 火葬施設の構造の基準

ア 空気取入口及び煙突の先端以外に炉内と外気とが接することがなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏800度以上の状態で、ペットの死体を焼却できるものであること。

イ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。

ウ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

エ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

オ 臭気対策としての二次燃焼室が設けられていること。

カ 集じん装置が設けられていること。

キ 排ガス測定のための採取口が設けられていること。

(4) 納骨堂の施設の基準

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9の3号に規定する準耐火建築物とし、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは建築基準法施行令（昭和25年政令338号）第1条第5号に規

定する準不燃材料を使用すること。

イ 出入口は、施錠することができる構造とすること。

(移動式火葬車)

第7条 移動式火葬車を使用してペットの死骸を火葬する事業（以下「移動式火葬車による事業」という。）を行う者は、当該移動式火葬車を保管する敷地の境界線からの水平距離がおおむね25メートル以内の区域に居住する者及び当該区域に建物を所有する者に対し事前に周知するとともに、問い合わせや要望等に誠意をもって対応するものとする。

2 移動式火葬車による事業を行う者は、移動式火葬車を使用開始する日から起算して30日前までに、移動式火葬車使用届（様式第5号）を市長に提出するものとする。

3 移動式火葬車は、前条第3号に掲げる基準に適合するものとする。

4 移動式火葬車は、関係法令等による許可を得た後でなければ使用してはならない。

(遵守事項)

第8条 事業者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) ペット霊園内の清潔の保持に努めること。

(2) ペット霊園内の施設等が老朽化又は破損したときは速やかに修繕等を行うこと。

2 移動式火葬車による事業を行う者は、住居等からの距離が100メートル以上離れた場所において、ペットの死骸の火葬を行うものとする。

(工事着手届)

第9条 協議済通知書を受けた事業者は、ペット霊園の設置に係る工事に着手した日から起算して7日以内に、ペット霊園工事着手届（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(工事完了届)

第10条 前条に規定する届出を行った事業者は、当該届出に係る工事が完了した日から起算して10日以内に、ペット霊園工事完了届（様式第7号）を市長に提出するものとする。

(確認)

第11条 市長は、前条のペット霊園工事完了届の提出があったときは、

当該提出に係るペット霊園が第6条各号に掲げる基準に適合しているかどうかを速やかに確認するものとする。

(ペット霊園の使用制限)

第12条 事業者は、前条の規定による確認を受けた後でなければ、ペット霊園を使用してはならない。

(変更及び廃止の届出)

第13条 ペット霊園の設置に係る工事若しくはその設備等を変更したとき又はペット霊園の事業の全部又は一部を廃止したときは、その日から14日以内にペット霊園等変更届(様式第8号)又はペット霊園等廃止届(様式第9号)を市長に提出するものとする。移動式火葬車による事業を変更又は廃止する場合も同様とする。

(承継の届出)

第14条 ペット霊園又は移動式火葬車による事業を譲り受けた者は、その事実を証する書類を添えて、譲り受けた日から14日以内にペット霊園等承継届(様式第10号)を市長に提出するものとする。

(勧告)

第15条 市長は、この要綱の規定を遵守しない事業者及び移動式火葬車による事業を行う者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(承認の取り消し)

第16条 市長は、第3条第4項の規定による承認を受けた事業者について、次の各号のいずれかに該当する事実が判明した場合は、その承認を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。

(2) 当該承認に係るペット霊園が第6条に規定する基準に適合しないとき。

(その他)

第17条 その要綱に定めるもののほか、ペット霊園の設置等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

### (制定理由)

公衆衛生の確保と良好な生活環境の保全を堅持するため、ペット霊園の設置等に関し必要な事項を定めることに伴い、要綱を制定しようとするものである。

様式第1号（第3条関係）

ペット霊園設置事業計画書

年 月 日

別府市長 あて

住 所

氏 名 印

（法人等にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

電話番号

別府市ペット霊園の設置等に関する指導要綱第3条第2項の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 ペット霊園の名称
- 2 ペット霊園の所在地
- 3 ペット霊園の区域及び面積
- 4 墳墓の区画数
- 5 住宅等からの距離 m



6 ペット霊園の施設の概要

	建築物の種別 及び構造	建築面積	延床面積	階 数
建築物の概要	種別			
	構造	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	地上 階、地下 階
	種別			
	構造	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	地上 階、地下 階
	種別			
	構造	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	地上 階、地下 階
	種別			
	構造	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	地上 階、地下 階
火葬設備の数 及び規模				
納骨堂の収蔵可能数				
駐車台数		台		
緑地の面積の割合		% (緑地の面積 / 敷地面積 × 100)		

添付書類 別府市ペット霊園の設置等に関する指導要綱第3条第3項各号に掲げる書類

様式第2号（第3条関係）

ペット霊園の火葬設備等に関する維持管理計画書

- 1 ペット霊園の名称
- 2 ペット霊園の所在地
- 3 維持管理計画
  - (1) 施設の清掃に関する事項
    - ア 日常清掃の作業内容
    - イ 定期清掃の作業内容及び作業内容ごとの清掃の頻度
  - (2) 点検及び修繕に関する事項（火葬設備に係るものを除く。）
    - ア 日常点検を行う施設及び設備（以下「施設等」という。）
    - イ 定期点検（月次点検、年次点検等をいう。以下同じ。）を行う施設等及び施設等ごとの点検の頻度
  - (3) 火葬設備に関する事項
    - ア 日常点検を行う火葬設備
    - イ 定期点検の頻度
    - ウ 火葬設備の運転の計画
    - エ 予定焼却月量
  - (4) 維持管理の委託に関する事項
    - ア 委託の内容
    - イ 委託業者の住所及び氏名（法人等の場合は、名称、所在地及び代表者の氏名）
    - ウ 委託業者の許可番号、登録番号等

様式第3号（第4条関係）

標 識 設 置 届

年 月 日

別府市長 あて

住 所

氏 名 印

（法人等にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

電話番号

別府市ペット霊園の設置等に関する指導要綱第4条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 ペット霊園の名称
- 2 ペット霊園の所在地
- 3 標識設置の年月日 年 月 日

添付書類

- 1 標識を設置した場所が明示された図面
- 2 標識の設置状況が分かる写真
- 3 標識の記載内容が分かる写真

様式第4号（第5条関係）

周辺住民等説明会実施報告書

年 月 日

別府市長 あて

住 所

氏 名 印

（法人等にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

電話番号

別府市ペット霊園の設置等に関する指導要綱第5条第4項の規定により、実施した説明会について、下記のとおり報告します。

記

- 1 ペット霊園の名称
- 2 ペット霊園の所在地
- 3 説明会の日時 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
- 4 説明会の場所
- 5 説明会の参加者 説明者 人、周辺住民等 人

添付書類

- 1 説明対象者及び説明会出席者名簿
- 2 説明会の配布資料
- 3 説明会の議事録

様式第5号（第7条関係）

移動式火葬車使用届

年 月 日

別府市長 あて

住 所

氏 名 印

（法人等にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

電話番号

別府市ペット霊園の設置等に関する指導要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業開始日 年 月 日（ ）～
- 2 事業区域等
- 3 火葬炉の名称及び型式
- 4 火葬能力
- 5 構造等
- 6 使用車両
- 7 周知した世帯数 世帯
- 8 周知の方法
- 9 添付書類 使用車両の車検証の写し及び保管場所位置図

様式第6号（第9条関係）

ペット霊園工事着手届

年 月 日

別府市長 あて

住 所

氏 名 印

（法人等にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

電話番号

別府市ペット霊園の設置等に関する指導要綱第9条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 ペット霊園の名称
- 2 ペット霊園の所在地
- 3 協議済通知書受理年月日 年 月 日
- 4 工事着手年月日 年 月 日
- 5 工事完了予定年月日 年 月 日

様式第7号（第10条関係）

ペット霊園工事完了届

年 月 日

別府市長 あて

住 所

氏 名 印

（法人等にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

電話番号

別府市ペット霊園の設置等に関する指導要綱第10条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 ペット霊園の名称
- 2 ペット霊園の所在地
- 3 協議済通知書受理年月日 年 月 日
- 4 工事完了年月日 年 月 日

様式第8号（第13条関係）

ペット霊園等変更届

年 月 日

別府市長 あて

住 所

氏 名 印

（法人等にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

電話番号

別府市ペット霊園の設置等に関する指導要綱第13条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 ペット霊園等の名称  
（移動式火葬車にあつては、その使用車両）
- 2 ペット霊園の所在地  
（移動式火葬車にあつては、その保管場所）
- 3 変更事項

変更前	変更後

添付書類 別府市ペット霊園の設置等に関する指導要綱第3条第3項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るもの



様式第9号（第13条関係）

ペット霊園等廃止届

年 月 日

別府市長 あて

住 所

氏 名 印

（法人等にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

電話番号

別府市ペット霊園の設置等に関する指導要綱第13条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 ペット霊園の名称

（移動式火葬車にあつては、その使用車両）

2 ペット霊園の所在地

（移動式火葬車にあつては、その保管場所）

3 廃止年月日

年 月 日

4 廃止の理由

様式第10号（第14条関係）

ペット霊園等承継届

年 月 日

別府市長 あて

住 所

氏 名 印

（法人等にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

電話番号

別府市ペット霊園の設置等に関する指導要綱第14条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 譲渡を受けたペット霊園の名称  
（移動式火葬車にあつては、その使用車両）
- 2 譲渡を受けたペット霊園の所在地  
（移動式火葬車にあつては、その保管場所）
- 3 譲渡を受けた年月日 年 月 日

添付書類 別府市ペット霊園の設置等に関する指導要綱第3条第3項第1号から第3号まで、第6号及び第7号に掲げる書類